

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案				現 行			
別表				別表			
占 用 物 件		単 位	占用料	占 用 物 件		単 位	占用料
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
令第 7 条第 1 号に掲げる物件	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
令第 7 条第 2 号に掲げる工 事用施設及び同条第 3 号に 掲げる工事用材料置場	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及 び同条第 5 号に掲げる仮設収容施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
令第 7 条第 6 号に掲げる施 設（高速自動車国道及び自 動車専用道路以外の道路に 係るものを除く。）	上空、 トンネルの上 又は高架の道 路の路面下に 設けるもの	階数 が 1 のもの	Aに 0.00 6を 乗じ て得 た額	〔新設〕			
		階数 が 2 のもの	Aに 0.00 8を 乗じ て得 た額				
		階数 が 3 のもの	Aに 0.01 1を 乗じ て得 た額				
		階数 が 4 以上 のもの	Aに 0.01 2を 乗じ て得 た額				
	その他のもの	Aに 0.02 4を					

	の		乗じて得た額
令第7条第7号に掲げる施設並びに同条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	〔略〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第10号に掲げる器具		〔略〕	〔略〕
令第7条第11号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
備考	1～8 〔略〕		

令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	〔略〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第9号に掲げる器具		〔略〕	〔略〕
令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
		〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
備考	1～8 〔略〕		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。